

SMBC News Letter

“Climate Change & Carbon Finance”

三井住友銀行ニュースレター
「気候変動と排出権取引」

Vol.8

October 2008



SMBC SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION

www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html

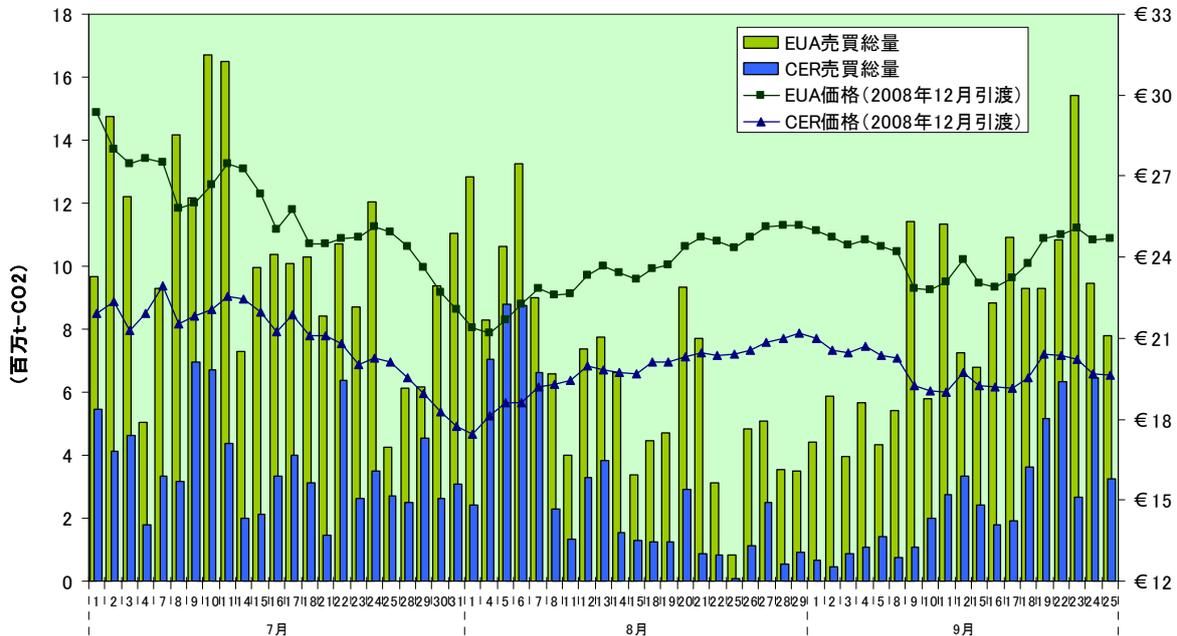
三井住友銀行ニュースレター 「気候変動と排出権取引」

SMBC News Letter “Climate Change & Carbon Finance”

Contents

1. 排出権価格情報 p3
2. News & Topic p4
3. 寄稿① ～温暖化対策の現場から～ p5
新たなる 100 年に向けて新たなる試み
4. 寄稿② ～JRI’ s EYE～ p6
EU-ETS における排出権取引市場の参加者
< *Information* > p7

1. 排出権価格情報



*EUA 価格(2008年12月引渡)とは、2008年中にEUAが各企業へ配分され、年末に現物の企業間移動が為されるEUAの価格である。 出典：ECX公表データからJRI作成

*CER 価格(2008年12月引渡)とは、2008年末に現物の企業間移動が為されるCERの価格である。

2008年9月のEUにおけるEUA価格は、25.0ユーロから24.7ユーロの間で推移した。また、CER価格も、21.0ユーロから19.6ユーロの間で推移し、EUA、CER価格は共に、原油等のエネルギー価格の乱高下にあわせる形で推移した。

前半は、原油価格の急落が売り材料となり、天然ガスおよび石炭価格が軒並み下落する展開となった。石炭価格の下落幅が天然ガス価格のそれを上回り、発電における石炭火力の経済優位性は各地で向上。本来であれば排出権に上方圧力を加える構成となったが、景気後退がエネルギー需要を減退させるとの見方が広がり、排出権への買い意欲は強まらない状況となった。後半に入ってから、当初、原油価格が値段を戻す動きをみせたため、一時電力需要を高め、排出権価格も戻す動きをみせたものの、終盤に入って石炭安を背景に、電力価格が下落。排出権価格もあわせて下落し、市場では売り意欲が強まる結果となった。

注：排出権価格は、EU-ETSのみで利用できるEUAとEU-ETSおよび日本を含む京都議定書の目標達成に利用できるCERがあります。日本で売買されている排出権の大半がCERです。データを利用している排出権取引市場のECXにおいて、2008/3/14よりCERの取り扱いを開始した事から、2008年4月号よりCER価格とそのCER価格に影響を与えるEUA価格をご紹介します。

2. News & Topic

① 政府が国内排出量取引の実験について、10月開始を確認(2008/9/10)

政府は地球温暖化に関する関係閣僚会議を9月9日に開催し、温暖化ガスの国内排出量取引の実験について、当初の予定通り10月から始めることを確認した。排出枠の取得手段を多様化することなど制度の大枠も了承した。9月中に実験の詳細を固め、10月から参加企業の募集を始める予定。

会議には福田康夫前首相のほか、経済産業相、環境相など関係閣僚が出席した。国内排出量取引制度の実験は、福田前首相が6月に発表した温暖化の総合対策「福田ビジョン」で表明し、7月に閣議決定した「低炭素社会づくり行動計画」に盛り込まれている。

企業は実験に参加する場合、原則的に自主参加となる。京都議定書が課す目標達成のために業界が定めている自主行動計画に基づき、温暖化ガスの排出上限を自主的に設定することを検討している。排出上限より下回って削減できた場合は、余剰分を排出枠として売却でき、上回った場合は他企業などから購入し、補てんする仕組みを考えており、達成すれば自主行動計画に反映できる予定。

取引する排出枠は、以下の4種類を検討している。

- ・国連が認めた海外で調達した排出枠
- ・企業が自主設定した排出上限から自助努力で減らした排出枠
- ・大企業が中小企業に資金・技術支援して減らした排出枠を自分の削減分とみなせる「国内CDM（クリーン開発メカニズム）」の排出枠
- ・環境省が実施する「自主参加型国内排出量取引制度」の排出枠

② 政府が「ポスト京都議定書」案を作成、国連に提出予定(2008/9/27)

日本政府がまとめた2013年以降の地球温暖化対策の次期枠組み（ポスト京都議定書）案が9月26日に分かった。日本案では、温室効果ガスの排出が急増している中国やインドなど新興国を「主要途上国」として他の途上国と別扱いとし、省エネに向けた取り組みについて「国別」と「主要産業別」の効率目標の達成を義務づけている。

今年の12月にポーランドで開かれる国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP14）に向け、近く国連に提出する。枠組み交渉で最大の焦点となる新興国の義務について、日本政府が具体案に踏み込むのは初めてで、中印など新興国の強い反発も予想される。

日本案の最大の特徴は、現行議定書で「先進国」と「途上国」の2つだったグループ分けに、「主要途上国」を新設することであり、これまで先進国は国別総量目標の達成義務を負うが、世界最大の排出国になったとみられる中国、同5位のインドは「途上国」扱いで、制度上は排出増に歯止めがかけられなかった。

日本案では主要途上国に国全体の省エネ度合いについての効率目標に加え、鉄鋼やセメント、アルミ、電力などの主要産業にも効率目標を設け、達成を義務づける。経済成長を縛りかねない総量目標までは求めないが、省エネを促す効率目標で排出の抑制を目指している。

3. 寄稿① ～温暖化対策の現場から～

新たなる 100 年に向けて新たなる試み

学校法人東京音楽大学

地球規模での環境破壊や絶え間のない民族間紛争、貧困国における教育の遅れや感染症の拡大など、世界を取り巻く諸問題は、拡大の様相が続いています。国内においても犯罪の低年齢化をはじめ、通り魔殺人などが多発し、深刻な社会問題へと発展しています。

東京音楽大学では「音楽のちから」を広く社会に訴え、平和で豊か、そして持続可能な社会づくりに貢献していく「東京音楽大学ハーモニープロジェクト」を立ち上げます。

2009年度は、交通遺児をはじめ社会的弱者を対象とするチャリティコンサートをミュンヘン・ヘラクレスホール／プラハ・スメタナホール／バンベルグ・ヨゼフカイルベルトホール／ウイーン・楽友協会大ホールで開催いたします。

開催にあたり、環境面には十分配慮したいとの思いから、このたび国連で認証を受けた排出権を取得することに致しました。コンサート活動時に排出される CO2 をオフセットすることが目的で、大学では初の試みです。

今後も以下のとおり、継続的な活動を実施していきたいと考えております。

◆テーマ① ハートフル活動

交通遺児をはじめ、社会的弱者を対象とするチャリティコンサート、次世代を育成するコンサート活動を積極的に実施します。

◆テーマ② 国際貢献・文化交流活動

2009年、東京音楽大学シンフォニーオーケストラの公演をヨーロッパ各地で開催します。

◆テーマ③ CO2 削減を目指すエコロジー活動

環境保全を呼びかける野外コンサートや、エコロジーをテーマとするチャリティー公演を積極的に実施します。

◆テーマ④ 地域活動活性化

コンサート活動を中心に、地域振興や地域諸問題の解決の一助となる様々な活動を繰り広げて参ります。

東京音楽大学は、環境保全・社会貢献活動をみなさまとともに取組んで参ります。

4. 寄稿② ～JRI's EYE～

EU-ETS における排出権取引市場の参加者 日本総合研究所 主任研究員 三木優

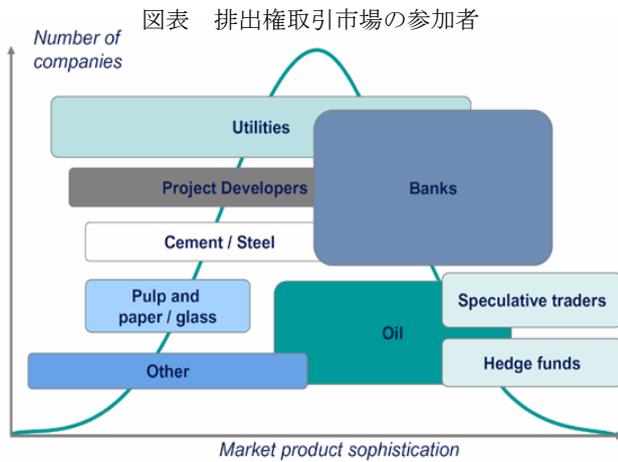
10月から試行的国内排出権取引制度が実施される見通してであり、企業における関心も高まりつつある。排出権取引制度は、これまでに産業界から様々な問題点が指摘されている。その中の一つに実需以外の商社や金融機関が売買に参加する事により、「マネーゲーム」となり、排出権価格が短期間に大きく変動し、本当に排出権を必要としている実需の買い手が排出権を入手出来ない・割高に購入する事態が懸念されている。しかし、実際に商社や金融機関が売買に参加する事により、懸念されている事態が生じるのか、実情をふまえた議論がなされていないと感じている。今回は、排出権取引市場の参加者に関して、これまでの日本における認識やEU-ETSにおいて最も取引があるECX(European Climate Exchange)の公表資料を紹介し、市場参加者の実態とその効果・影響について考察する。

EU-ETSの市場参加者について最も引用されている文献は、環境省・経済産業省・日本経団連が2007年6月に公表した「EU域内排出量取引制度に関する調査報告書」であり、その中で「活発に取引を行っているのは50社程度である。市場参加者のほとんどが金融やブローカーなどの利益目的の参加者である。排出削減義務を課せられた事業者による実需取引は稀なのが実態である」と記述している。

一方、2008年1月に公表された「東京都気候変動対策方針に関する第3回ステークホルダー・ミーティング」資料は、逆の内容となっており、「EU-ETSのなかで最も活発な取引を行っているのは、大手公共企業体、特に発電事業者です。これらの企業は、自国政府によって、他の産業・製造部門よりもずっと厳しい目標を与えられているからです。これらの企業は、毎日の生産活動と排出枠のポジショ

ンをバランスさせるため、毎日取引を実施しています。彼らはまた、投機的な目的、あるいは、利益目的でも取引を行います」と記述している。ECXが2008年9月に公表した資料では、上図に示したようにECXには、石油・電力・製鉄などの実需の参加者と銀行・ヘッジファンドなどの実需以外の参加者が、それぞれ一定数存在している事が示されている。

EUでは、エネルギー取引が活発な事もふまえると、EU-ETSの排出権取引市場では、「EU域内排出量取引制度に関する調査報告書」にあるような利益目的の参加者だけが取引をしている状況は考えにくく、多様な目的を持った参加者が取引を行っていると考えの方が自然である。更に、多様な参加者により取引される事により、排出権の流動性や価格の透明性が確保されていると考えられ、これは全ての市場参加者にとって有益な事であると言える。



< Information >

環境ソリューション室を昨年10月に立ち上げて以来、温暖化対策や排出権を題材として、私どもは多くのお客様とお話する機会を持ってまいりました。

すでに自主目標の達成のために排出権をご購入されたお客様、カーボンオフセットのために排出権をご購入されたお客様、これから排出権のご購入をご検討されようとしているお客様、排出権についてご関心をお持ちでなかったお客様。様々なお客様から、排出権に関する多種多様な声を聞いてまいりました。

お客様とお話をする中で、私どもは、海外での排出権を創出する CDM プロジェクトの概要や、グローバルな排出権ビジネスの現状、カーボンオフセットの事例などの最新の情報をご提供してきました。幸いなことに、私どもの情報にご関心をお持ちいただけたと自負をしております。しかし、お客様にとっての一番の関心事は、「日本にも排出量取引制度は導入されるのだろうか」や「当社も何かしらの CO2 排出規制の対象となるのだろうか」という、政府の政策動向についてでした。これは、業界や企業規模、経営方針に関わらず、必ずご質問をお受けする内容です。

すでにご存知のことかと思いますが、9月に首相官邸で開催されてきた「地球温暖化問題に関する懇談会 政策手法分科会」において、国内排出量取引制度の試行的実施についての基本的な考え方が示されました。

- ・ 制度への参加は自主的
- ・ 目標設定は自主的
- ・ 総量目標と原単位目標の両方を採用

という内容でした。ご関心を持ってご覧になられた方も多いのではないかと思います。

この他にも、環境省や経済産業省において、カーボンオフセットの認証制度やラベリングのあり方、カーボンフットプリント制度、国内クレジット制度、など様々な仕組みが同時並行で議論が進んでいます。各々の制度が複雑にリンクしているだけでなく、その検討の進捗スピードも速いため、全体を整理することにお困りの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

単に、排出権をご紹介するだけでなく、お客様が真に必要なものをご提供すべく、私どもはできる限りのサポートをいたします。政府の政策動向については、本ニュースレターでも「News & Topic」においてとりあげておりますが、詳細な解説が必要なこと、新たに提起して欲しいことなどございましたら、お問い合わせください。紙面にて取り上げ、内容の充実を図ってまいります。是非、お客様の声をお聞かせください。 (了)

www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html

このニュースレターは具体的な商品を説明するものではないため詳細を記載しておりませんが、元本保証の無いリスク性商品の購入や、ご売却、保有にあたっては、手数料等をいただきます。
リスク性商品には、各種相場環境等の変動により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むなどのリスクがあります。
リスク性商品を中途解約する場合は、ご購入時の条件が適用されず不利益となる場合があります。詳しくは、店頭の商品の説明書等を必ずご覧ください。